



「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」に係る  
一般競争入札  
(最低価格落札方式)

入札説明書

2023年11月9日

独立行政法人 情報処理推進機構

## 目 次

I.	入札説明書 .....	1
II.	契約書（案） .....	6
III.	仕様書 .....	20
IV.	その他関連資料 .....	23

## I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の入札公告（2023年11月9日付公告）に基づく入札については、関係法令並びに機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

### 記

#### 1. 競争入札に対する事項

##### (1) 件名

「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」

##### (2) 利用物件の内容等

仕様書記載のとおり。

##### (3) 利用期間

2024年1月1日から2025年3月31日まで

##### (4) 入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、

①入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (3)提出書類」に記載の提出書類を提出すること。

②上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積ることとする。

なお、入札金額は、様式6「入札内訳書」に基づき、各項目ごとに算出した額の合計額（総価）とし、総価には納入等に係る全ての費用を含むものとする。

③落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

④入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

#### 2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」又は「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有すること。また、資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。

(4) 各省各庁及び政府関係法人から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。

#### 3. 入札者の義務

(1) 入札者は、入札説明書及び機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

(2) 入札者は、機構が交付する仕様書に基づいて、入札書等を提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において機構から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

#### 5. 入札に関する質問の受付等

##### (1) 質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

##### (2) 受付期間

2023年11月9日（木）から2023年11月15日（水）17時00分まで

##### (3) 担当部署

16. (4)のとおり

#### 6. 入札書等の提出方法及び提出期限等

##### (1) 受付期間

2023年11月17日（金）から2023年11月20日（月）

持参の場合の受付時間は、上記日程の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。なお、入札書等提出書類を持参により提出する場合は、持参日の前営業日17時までに16. (4)の担当部署宛に電子メールで連絡すること。連絡がない場合は受領できない場合がある。

##### (2) 提出期限

2023年11月20日（月）17時00分必着

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

##### (3) 提出書類

次の書類を持参又は郵送にて提出すること。ただし、持参の場合の受付時間は10時00分～17時00分（12時30分～13時30分を除く。）とし、郵送の場合は必着とする。

No.	提出書類	部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式2 1通
②	入札書（封緘）	様式3 1通
③	令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し  【上記の資格を有しない場合】 登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し ※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。	— 1通
④	適合証明書（別添資料がある場合は、添付すること）	様式4 1通
⑤	入札書等受理票	様式5 1通

##### (4) 提出方法

###### ①入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（16. (4)）の担当者名）を記載するとともに「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類を合わせて封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（16. (4)）の担当者名を記載し、かつ、「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達 一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きすること。

②入札書等を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達 一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(5) 提出先

16. (4)のとおり

※ 持参の場合、13 階総合受付にて対応する。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

2023 年 11 月 22 日(水) 11 時 00 分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンター オフィス 13 階

独立行政法人情報処理推進機構 会議室 C

8. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

9. 支払いの条件

原則として利用月の利用料を利用月前月末日までに支払うものとする。この際、利用月前月の第 4 営業日までに適法な支払請求書を受理した場合において、利用月分の利用料を請求月当月末日までに支払うものとする。

但し、利用開始月分の利用料については、契約締結後に適法な支払請求書を受理した場合において、受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

10. 契約者の役職及び氏名

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 齊藤 裕

11. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

13. 落札者の決定方法

機構会計規程第 29 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められると、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

14. 契約書作成の要否

要

15. 契約条項

契約書（案）による。

16. その他

(1) 入札情報の開示

契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表<sup>(注)</sup>するものとする。

(2) 入札内訳書の提出

落札者は、機構担当者が別途指示する期限までに様式6「入札内訳書」を提出しなければならない。

(3) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構 財務部 契約グループ 担当：岡野、辻

電話番号：03-5978-7502

電子メール：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(4) 仕様書に関する照会先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構 総務企画部 総務グループ 担当：菅、鴨田

電子メール：ga-kobo@ipa.go.jp(問い合わせはメールのみで受付)

以上

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力を願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点での在職している当機構 O B に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

(5) 実施時期

平成 23 年 7 月 1 日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成 23 年 7 月 1 日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

## II. 契約書（案）

○○○○情財第○○号

### 契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、下記第2条が定める乙の施設利用物件「IPAの機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」を甲が利用する件につき、以下の各条項により本施設利用契約を締結する。

#### （信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

#### （契約の内容）

第2条 乙は、別紙2物件明細表及び別紙3仕様書に定める物件（以下「施設利用物件」という。）を右仕様書記載の使用目的のために甲に利用させ、甲は、右使用目的のためこれを利用し、その対価として第5条所定の契約金額を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙の提示する利用規約その他利用に関する制限を遵守するものとする。

#### （納入場所及び納入期限）

第3条 施設利用物件の納入場所及び納入期限は、別紙仕様書のとおりとする。

#### （施設利用期間）

第4条 施設利用期間は、2024年1月1日から2025年3月31日までとする。

2 前項に規定する施設利用期間は、法令等及び甲の予算の範囲内において、甲及び乙が協議して変更することができる。

#### （契約金額）

第5条 契約金額は、○○、○○○、○○○円（うち消費税及び地方消費税○、○○○、○○○円）とし、その内訳は別添の契約金額内訳のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した金額である。なお、右税額は、法改正等により税率等が変更等された場合は、新たに適用される税率等に基づいて算出される金額に自動的に変更されるものとし、新たな税目が適用されることとなる場合も同様とする。

3 前二項の契約金額には、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の履行のための一切の費用が含まれるものとする。

#### （契約保証金）

第6条 甲は、本契約に関して乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

#### （納入及び検査）

第7条 乙は、納入について事前に甲と協議の上、その結果に従って、甲立ち合いの下で納入場所で施設利用物件を甲に納入する。

- 2 甲は、前項による納入を受けた日から10日以内に、乙立ち合いの下で、納入された物件について物件明細表及び仕様書への適合性等を検査する。なお、乙は、自ら右検査に立ち会えない場合は、施設利用物件に通暁する者であつて甲が承認する者を代理人として指定し、右代理人を立ち会わせるものとする。
- 3 検査に必要な費用は、軽微等により甲が明示で認めた費用を除いて、乙の負担とする。
- 4 甲は、毎月末に当該月の利用状況について、仕様書の要求事項に対する不具合等の有無を確認するものとし、乙は必要に応じてこれに協力するものとする。

(納入の完了及び危険負担)

第8条 施設利用物件の納入は、前条の検査合格をもって完了とする。

- 2 前条第2項所定の期間内に甲の別段の通知がない場合、施設利用物件は前条の検査に合格したものとみなす。
- 3 施設利用物件の亡失毀損その他一切の危険は、納入完了の時に甲に移転する。ただし、納入後の乙の故意又は重大な過失によつた場合は、この限りでない。

(契約金額の請求及び支払)

第9条 乙は、甲の利用月の前月第4営業日までに、第5条に基づく利用月分の月額利用料の支払を甲に請求するものとする。なお、当該請求には、予め乙から甲に提示された利用単価に基づき、仕様書に記載の毎月の利用状況に関する検査確認により、月額利用料を超過した会議室利用時間に対する費用を含めることができる。

- 2 甲は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、利用月分の月額利用料等を利用前月末日までに乙に支払わなければならない（支払いに要する費用は甲の負担とする）。
- 3 第1項の規定に関わらず、乙は、乙の責めに帰すべき理由により、契約期間中の甲の利用開始日が遅くなる又は利用終了日が早まることにより、施設利用期間が1か月に満たない月が生じた場合は、日割り計算により甲が利用できない日数分に相当する利用料を甲に返納するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、乙は利用開始月の月額利用料を、契約締結後に甲に請求できるものとし、甲は当該利用料に係る乙からの適法な請求書を受理した場合において、受理日から30日以内に当該利用料を乙に支払うものとする。（支払いに要する費用は甲の負担とする。）
- 5 第1項及び第2項の規定に関わらず、最終月に係る仕様書に記載の毎月の利用状況に関する検査確認による月額利用料を超過した会議室利用時間に対する費用については、利用期間の最終日をもって、乙は甲の検査確認により甲に請求できるものとし、甲は当該利用料に係る乙からの適法な請求書を受理した場合において、受理日から30日以内に当該利用料を乙に支払うものとする。（支払いに要する費用は甲の負担とする。）

(支払遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に月額利用料を支払わない場合は、右期限の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未

満の端数があるときは又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(納期の有償延期)

第11条 乙は、乙の責に帰すべき事由により期限内に施設利用物件の納入ができないときは、その事由を詳記して期限内に納期の延長を求めることができる。この場合甲は、遅延料を徴収して納期の延長を認めることができる。

(遅延利息)

第12条 前条に定める遅延料は、納入期限の翌日から起算して遅延1日につき、契約金額の1,000分の1で計算した金額とする。

(納期の無償延期)

第13条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由により、期限内に施設利用物件の納入ができないときは、その事由を詳記して期限内に納期の延期を求めることができる。

2 この場合、甲は、その請求が正当と認めたときは、遅延料を徴収せず納期の延期を認めることができる。

(事情変更)

第14条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して施設利用の内容を変更し、又は施設利用を一時中止することができる。

2 甲又は乙は、本契約の締結後、経済事情の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、本契約の変更協議を他の当事者に申し出ることができる。この場合、他の当事者は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

3 前二項の場合において、本契約に定める条項を変更するときは、甲乙が協議して、書面により定めるものとする。なお、上記変更は、右書面が有効に作成された時から効力を生じる。

4 本契約において、2024（令和6）年度の予算措置等がなされない場合には、当該年度に係る本契約は取り止めることとする。

(施設利用物件の保守)

第15条 乙は、施設利用物件が正常に利用できるよう、施設利用物件の点検・調整、修理及び部品の交換等必要な保守を行わなければならない。この場合、甲の業務への支障等を回避又は最小化するために、軽微なものを除き、保守内容・時期・工程等について事前に甲と協議し、甲の書面による同意を得るものとする。なお、甲の責に帰すべき理由による修理の費用、又は本契約に含まない特別な保守（施設利用物件の改良等）の費用は、特別の事情がある場合を除き、甲の負担とする。

2 乙は、施設利用物件の欠陥又は保守不完全等（仕様書記載の使用目的への不適合を含む。）に起因する故障・動作不良等のため甲の業務に支障をきたすおそれがあるとして甲から要求を受けた場合は、第1項に関わらず、乙の責任と費用負担において、直ちに同等以上の機能・性能・仕様等を有する代替物件を使用できるよう必要な措置を講

じるものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由が一因となる場合は、当該措置に要する費用の負担割合等については甲乙協議によって定める。

- 3 甲は、法令が定める場合の他、第1項又は第2項に基づいた乙の適時適切な対処が期待できないと認めるべき合理的理由がある場合は、乙による対処を待たず、又は乙による対処に代えて、自ら適時適切な対処を行うことができる。その場合に要した費用は乙の負担とする。

(施設利用物件の善管注意義務)

第16条 甲は、善良な管理者の注意をもって施設利用物件を管理するものとし、また、当該注意義務の範囲内で施設利用物件の保全のため乙が定めた温度、湿度等を良好な状態に保つものとする。

- 2 乙は、点検及び保守にあたり、常に前項後段の管理についても注意を払い、また、施設利用物件及び／または使用方法等について異常、注意点、留意点等を発見した場合には、直ちに甲に助言するものとする。
- 3 甲は、施設利用物件の使用目的に沿った通常の用法に従う場合を除き、施設利用物件の原状を変更してはならない。

(転貸の禁止、施設利用物件の譲渡等)

第17条 甲は、施設利用物件を他に使用させ（通常の用法に従う場合を除く。）、又は担保に供する等してはならない。

- 2 第三者が、施設利用物件について権利を主張し、又は保全処分や強制執行などにより乙の所有権を侵害する恐れがあるときは、甲は、施設利用物件が乙の所有であることを主張して異議を述べるとともに、直ちにその事情を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、自己が施設利用物件の所有権者である場合であって、施設利用物件を他人に譲渡するときは、本契約上の利用人の地位が他人に移転することのないように適切な法的措置を講じるものとする。

(施設利用物件の滅失又は毀損)

第18条 施設利用物件が滅失、盗失、毀損等した場合、その原因及び責任の所在等の如何に問わらず、甲は直ちに乙に通知し、必要な対応措置について甲乙間で協議するものとする。但し、軽微の毀損等の場合は、甲は、自己の判断に従い適切に対応することができるものとする。

(動産総合保険)

第19条 乙は、自己の費用負担で、施設利用物件につき少なくとも施設利用期間全体を保険期間とし、乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結するものとする。

- 2 甲は、動産総合保険契約に規定される保険事故の発生を認めたときは、直ちに乙に通知するものとする。
- 3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われる保険金の限度内において、当該保険事故に対して甲が負うべき損害賠償の支払義務を免れるものとする。

(権利義務の譲渡)

第20条 乙は、甲の書面による事前の承認を得ないで本契約が定める義務の全部または

一部を第三者に承継せしめ、又は本契約によって生ずる権利の全部または一部を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

#### (契約の解除)

第 21 条 甲は、本契約期間内において、施設利用物件の使用に係る甲の事業が中止又は変更等された場合は、乙に対して 30 日の予告期間を定めて書面により通知して、本契約を解除することができる。

2 甲は、次に掲げる事項の一に該当するときは、乙に対して書面により通知し、本契約を無償解除することができる。また、乙に帰責事由ある場合は、甲は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として乙から徴収することができる。

- (1) 事由の如何を問わず期限までに施設利用物件が納入されず、または合理的期間内に納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が本契約の解除を請求したとき。
- (3) 本契約に関するか否かを問わず、乙又はその代理人若しくは使用人等が甲の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があったとき。
- (4) 乙に、甲若しくは他人の法的利益を侵害する言動があり、甲の是正要求に従わないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲が、第 14 条第 2 項が想定する状況を超える社会情勢の著しい変化その他、自己の責に帰し得ない事由によって本契約を継続し難い深刻な状況に置かれることとなったとき。

3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し損害賠償を請求することを妨げない。

4 乙は、各々、第 14 条第 2 項が想定する状況を超える社会情勢の著しい変化その他、自己の責に帰し得ない事由によって本契約を継続し難い深刻な状況に置かれることとなったときは、7 日間の予告期間を定めて書面により甲に通告して、本契約を無償解除することができる。

#### (損害賠償等)

第 22 条 甲及び乙は、各々、第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく契約変更等に起因する損失等に関して、相互に損失補償その他一切の請求をしないものとする。なお、甲乙間における発生済みの月額利用料の請求は、右契約変更等によって何らの影響も受けないことを確認する。

- 2 前条第 1 項の規定による解除の場合、乙は甲に対して損失補償を請求できるものとする。その場合の補償額は、甲乙協議によって決定する。
- 3 前条第 2 項の規定による解除の場合であって乙に帰責事由あるときは、甲は乙に対して損害賠償を請求できるものとする。
- 4 甲は、第 19 条に規定する動産総合保険で補償対象とされる事項については、当該事項に起因する損害等に対して賠償等の責任を負わないものとする。
- 5 乙は、本契約を履行するに当たり、自己の責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任と費用負担においてその損害の賠償を行うものとする。
- 6 第 2 項、第 3 項又は一般的の契約違反に基づく損害賠償等の額は、乙が第 9 条に基づいて受領済みの金額の総額を上限として、該当する当事者間で協議して定めるものとする。

(引取諸掛等)

第 23 条 乙は、契約期間の満了又は契約の解除に伴って施設利用物件を引き取る場合、必要な荷造り及び運搬の費用を負担するものとする。但し、契約の解除が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

2 契約終了事由の如何を問わず、施設利用物件の返還は、当該返還時点での現状有姿での返還をもって足りるものとする。なお、返還までに生じた毀損等については、本契約の他の条項が定めるところに従うことを確認する。

(違約金に関する遅延利息)

第 24 条 乙が第 21 条第 2 項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第 25 条 甲及び乙は、各々、相互に本契約の履行過程において知り得た他の当事者の秘密を他に漏洩せず、また、本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、法令等、官公署の要求に基づいて、また甲の場合は更に公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除くものとする。

2 個人情報に関する取扱いについては、別紙 1 「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(契約不適合)

第 26 条 乙は、施設利用物件が本契約の目的に適合しない（以下「契約不適合」という。）事実がある場合、民法その他の適用法令が定めるところに従い、追完等の責任を負うものとする。但し、民法第 562 条第 1 項但書は、甲に合理的理由がある場合は適用しない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 27 条 本契約について、当事者間に紛争又は疑義が生じたときは、当該各当事者は誠意をもって協議の上解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、各当事者の自己負担とする。

(管轄裁判所)

第 28 条 本契約に関する関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

## 特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除せらるようしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、

甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号  
独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 齊藤 裕

乙 ○○県○○市○○町○丁目○番○○号  
株式会社○○○○○○○○  
代表取締役 ○○ ○○

### 契約金額内訳

1. 件名：「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」

2. 契約金額内訳

(1) 月額利用料	●●円 (税込) × 15 月 =	●●円
(2) (1)以外の諸費用		●●円 (税込)
(内訳)	(※経費名称)	●●円 (●月分利用料支払い時に含める。)
	(※経費名称)	●●円 (●月分利用料支払い時に含める。)

(※適切な名称を記載する。必要に応じて追記する。)

## 個人情報の取扱いに関する特則

### (定義)

第 1 条 本特則において、「個人情報」とは、本業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、右「当該個人」を「情報主体」という。

### (責任者の選任)

第 2 条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

### (個人情報の収集)

第 3 条 乙は、本業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

### (開示・提供の禁止)

第 4 条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む。）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、本業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。  
3 乙は、本業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、隨時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

### (目的外使用の禁止)

第 5 条 乙は、個人情報を本業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

### (複写等の制限)

第 6 条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、本業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

### (個人情報の管理)

第 7 条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第 4 条所定の防止措置に加えて、個

人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

- 2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
- 3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
- 4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
- 5 乙は、本業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙が自ら収集したものと含む。）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは本業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

#### （返還等）

第 8 条 乙は、甲から要請があったとき、又は本業務が終了（本契約解除の場合を含む。）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

#### （記録）

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

- 2 乙は、前項の記録を本業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

#### （再請負）

第 10 条 乙が甲の承諾を得て本契約事項を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

#### （事故）

第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、

直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない。）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約よって本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

(別紙 2)

## 物 件 明 細 表

件 名：「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」

### 1. 物件明細表

項目	品名	数量	備考

### 2. 利用場所

(上記物件明細の提供場所を記載する。)

### III. 仕様書

1. 件名

IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達

2. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）においては、我が国全体の豊かなデジタル社会形成のために、これまでの諸事業に加え、デジタル分野における基準・標準機関として、世界から信頼されるデジタル基盤を提供し、産学官の多様な人材の協力を得て最先端の知見を集約する組織になることが求められている。今後、IPA の役割が増大し、業務が拡大していくにあたり、効果的、効率的にプロジェクトを推進するためには、産業界、学術界、関係省庁等と連携を強化し、重要な政策テーマに関して産学官のキーパーソンと活発かつ頻繁な議論を行うことが必要となる。

そこで、今般、経済産業省をはじめとした関係省庁と連携しやすい霞ヶ関近傍に職場環境を整備することで業務の機能強化を実現することが適当と判断されたことから、レンタルオフィスの調達を図ることとする。

3. 施設の要件

レンタルオフィスの要件は以下の通りとする。専有オフィススペース、会議室等、下記に記すものは、すべて同一建物内にて提供されること。

(1) 利用期間

利用期間は 2024 年 1 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

なお、当該期間は、法令等及び IPA の予算の範囲内において変更できる。

(2) レンタルオフィスの立地とセキュリティ対策

リアルとバーチャルを結ぶコミュニケーションハブとして機能させることから、所管省庁への速やかなアクセスを可能とする立地とする。

- ・ 最寄り駅が霞ヶ関駅、虎ノ門駅、内幸町駅のいずれかに存在すること。
- ・ 所管省庁である経済産業省から徒歩 10 分以内にあること。

また、レンタルオフィスの施設（設備）及びネットワーク等については、高いセキュリティ対策が施されている必要があることから、一般社団法人日本テレワーク協会及び一般社団法人セキュア IoT プラットフォーム協議会の実施する「安心安全テレワーク施設認証プログラム」の制度において、ビジネスグレード（評価：安全）以上の認証を取得していること（プレミアムグレード（評価：信頼）の取得が望ましい）。

(3) 専用オフィススペース

- ・ 当該スペースには 40 席以上の個室を 1 室、8 席以上の個室を 1 室、6 席以上の個室を 1 室とする。いずれのスペースも同一フロア内に存在し、隣接していることが望ましい。
- ・ 当該スペースは下表の通りの設備が提供されること。

項目	40席以上×1室	8席以上×1室	6席以上×1室
主な使用用途	オフィス	会議室・Web会議・検討会ライブ配信等	会議室・Web会議・検討会ライブ配信等
必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・席数分の椅子</li> <li>・席数分のデスク</li> <li>・壁面または車輪付きホワイトボード（1000mm × 850mm以上）×8面</li> <li>・40インチ以上の大画面ディスプレイ×2台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・席数分の椅子</li> <li>・会議室仕様の机</li> <li>・壁面または車輪付きホワイトボード（1000mm × 850mm以上）×2面</li> <li>・40インチ以上の大画面ディスプレイ×1台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・席数分の椅子</li> <li>・会議室仕様の机</li> <li>・壁面または車輪付きホワイトボード（1000mm × 850mm以上）×2面</li> <li>・40インチ以上の大画面ディスプレイ×1台</li> </ul>

- ・当該スペースのインターネット接続環境として、無線 LAN の暗号化方式等安全性についての情報が開示され、接続経路の管理状況が判明している 24 時間有線・無線問わず利用できる環境が提供されること。また回線の最高速度は 1Gbps 以上であること。
- ・当該スペースはセキュリティカードにより施設休館日を除き 24 時間入退室が可能であること。また、セキュリティカードは席数の 2 倍の枚数が提供されること。
- ・当該スペースはセキュリティカードを持たない外部の関係者も来客としてセキュリティカード保持者と共に入退室が可能のこと。
- ・当該スペースの空調は、土曜、日曜、国の定める祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで利用可能のこと。

#### (4) 会議室・打合せスペース等の提供

- ・専用オフィススペースとは別に、予約利用可能な 6 名以上収容できる会議室が 10 室以上及び 30 名以上収容できる会議室が 1 室以上提供され、月 200 時間利用できること。
- ・専用オフィススペースとは別に、リモート会議用の個人スペースが提供されること。
- ・専用オフィススペースとは別に、外部の関係者とのコミュニケーションが行える、ラウンジや打合せスペースが提供されること。
- ・会議室・個人スペース・ラウンジ・打合せスペースのインターネット接続環境として、無線 LAN の暗号化方式等安全性についての情報が開示され、接続経路の管理状況が判明している 24 時間有線・無線問わず利用できる環境が提供されること。また回線の最高速度は 1Gbps 以上であること。
- ・必要時に利用できる複合機が提供されること。この複合機はセキュアであれば共有スペースに存在してもよく、月額料金の範囲で制限なく出力でき

ること（予定数量としてカラー2,000枚/月程度）。

(5)留意事項

- ・ 空調料金、会議室利用料金（200時間/月）、複合機料金は定額料金として月額利用料に組み込むこと。なお、会議室利用料金において定額料金を超過する金額については、実費として翌月の支払いに追加すること。

4. 業務執行体制に関する要件

次の業務執行体制を整えること。

- ・ 契約期間中、衛生管理と入退出管理の体制を構築こと。
- ・ ネットワークトラブルかと思われる状況が発生した場合にネットワークの状況・トラブルが発生しているかについて問い合わせできる連絡先が明確になっていること。

5. 業務実績に関する要件

レンタルオフィスに係るサービス提供にあたっては、次の実績を満たすこと。

- ・ 大手法人から中小法人まで幅広い利用実績があること。

6. 納入

納入場所：提供される施設

納入期限：2024年1月1日

7. 検査

(1)利用開始前の検査

レンタルオフィスについて、利用開始に先立ち、仕様書要求事項を満たしているかどうか、現地で目視にて確認する。なお日程についてはIPAと協議の上決定する。

(2)毎月の利用状況に関する検査

レンタルオフィスの利用状況について、会議室など利用状況を把握しているものに関しては前月の状況を書類にまとめ、翌月初めにIPAへ提出する。IPAは提出された利用状況について確認を行う。なお、詳細については、IPAと協議の上決定する。

以上

## IV. その他関連資料

### 【資料1】

#### 独立行政法人情報処理推進機構入札心得

##### (趣旨)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

##### (仕様書等)

- 第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。  
2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。  
3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

##### (入札保証金及び契約保証金)

- 第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

##### (入札の方法)

- 第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

##### (入札書の記載)

- 第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (直接入札)

- 第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

- 2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

##### (郵便等入札)

- 第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

- 2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(代理人の制限)

第 8 条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 71 条第 1 項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第 9 条 予決令第 72 条第 1 項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたとき若しくは指名されなかつたときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札の取り止め等)

第 10 条 入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかつた入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第 12 条 開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 13 条 工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第 26 条の 3 第 1 項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲で 契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
  - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出 及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」 という。）に協力しなければならない。
  - 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方 公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

#### （落札者の決定）

- 第 14 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とす る。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、契 約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付 の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も 高かった者を落札者とする。
- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
  - 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある と認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ があつて著しく不適当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。
    - (1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低 の価格をもって入札した者
    - (2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合 評価点が最も高かった者

#### （再度入札）

- 第 15 条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。 なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したもの とみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるとときは、その委任状を持参させなければ ならない。

#### （同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

- 第 16 条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当 該入札をした者又は第 12 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定 する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって 入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### （契約書の提出）

- 第 17 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札 者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定 の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に

規定する日に当たるときはこれを算入しない。)に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書に使用する言語及び通貨)

第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 【資料2】

### 予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(様式 1)

質問書枚数	枚中／枚 目
-------	-----------

年 月 日

## 質問書

独立行政法人情報処理推進機構 御中  
(担当部署 : 総務企画部 総務グループ 菅、鴨田)

会社名 :  
担当部署 :  
担当者名 :  
電話 :  
ファックス :  
電子メール :

「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」(2023 年 11 月 9 日付公告) に関する質問書を提出します。

資料名	
ページ	
項目名	
質問内容	

- (1) 質問書（様式）には、機構ウェブサイトにて公開している入札説明書の資料名、ページ及び項目名を記載すること。
- (2) 質問は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- (3) 質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、質問書に公表しない旨を記入すること。
- (4) 質問者の企業名等は公表しない。

(様式2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名  
(又は代理人)

印

## 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」の入札に関する一切の権限を委任します。

代理 人(又は復代理人)

所 在 地

所属・役職名

氏 名

使 用 印 鑑



(様式3)

年　月　日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名)

印

## 入札書

入札金額 ￥

(※ 下記件名に係る費用の総価を記載すること)

件 名 「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

(様式4)

## 適合証明書

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊藤 裕 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

印

「IPAの機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」(2023年11月9日付公告)の入札に際し、別添のとおり、貴機構の仕様に適合することを証明するため、本証明書を提出いたします。また、本証明書に示した以外の事項にあっても、貴機構の仕様の全ての事項を満たすことを証明します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、貴機構の指示の下、全社を挙げて直ちに対応いたします。

(本件に関する問い合わせ先)

担当部署 :

担当者名 :

電 話 :

ファックス:

電子メール:

適合証明書詳細一覧表

	仕様書の要件	詳細内容	適合
1	仕様書 3. (1)に記載の要件（利用期間）が満たされていること。		
2	仕様書 3. (2)に記載の要件（立地・セキュリティ対策）が満たされていること。		
3	提供される専有オフィススペースについて、仕様書 3. (3)に記載の要件が満たされていること。		
4	提供される会議室・打合せスペース等について仕様書 3. (4)の要件が満たされること。		
5	提供される会議室・打合せスペース等について仕様書 3. (5)の要件が満たされること。（会議室利用金額（200時間/月）の超過時の利用単価を示すこと。）		
6	仕様書 4. に記載の業務体制が整えられていること。		
7	仕様書 5. に記載の業務実績が満たされていること。		

(注1) 適合欄には、仕様書の要件に適合している場合は「○」、不適合の場合は「×」を記載すること。

(注2) 詳細内容欄には、適合の具体的な内容を記載すること。記載内容を証明するもの（資格を証する書面、体制図等）を添付し、当該資料の該当箇所を詳細内容欄に記載すること。

(様式5)

## 入札書等受理票（控）

受理番号\_\_\_\_\_

件名：「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」に関する提出資料

### 【入札者記載欄】

提出年月日：	年	月	日
法 人 名：			
所 在 地：	〒		
担 当 者：	所属・役職名		
	氏名		
	TEL	FAX	
	E-Mail		

### 【I P A担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状（委任する場合）	1通		②	入札書（封緘）	1通	
③	資格審査結果通知書の写し ※	1通		④	適合証明書	1通	
⑤	入札書等受理票	本通	—				

※又は登記簿謄本等の原本または写し。

-----切り取り-----

受理番号\_\_\_\_\_

## 入札書等受理票

年 月 日

件 名 「IPA の機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」に関する提出資料

法人名（入札者が記載）：

担当者名（入札者が記載）： 殿

貴殿から提出された入札書等を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構

総務企画部 総務グループ

担当者名：

印

(様式6)

年　月　日

### 入札内訳書

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊藤 裕 殿

所 在 地

商号 又は 名称

代表者氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名)

印

1. 件名：「IPAの機能強化に向けたレンタルオフィスの調達」

2. 入札金額 ●●円 (税抜)

3. 内訳

(1) 月額利用料 ●●円 (税抜) × 15 月 = ●●円

(2) (1)以外の諸費用 ●●円

(内訳) (※経費名称) ●●円 (●月分利用料支払い時に含める。)  
(※経費名称) ●●円 (●月分利用料支払い時に含める。)  
(必要に応じて追記して下さい。)

(※：月額利用料以外の経費名称については任意の名称を記載し、当該経費を含める月を明記して下さい。)